

告示

埼玉県告示第二百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
セキ薬局 平沼店	所在地	吉川市平沼一六〇三 ―二	吉川市中央三―二― 七

二 指定施術機関

氏名	変更事項		変更前	変更後
	所在地	名称		
島田 利奈	所在地	名称	メデイカルサポート まごころ株式会社	島田鍼灸治療院
	狭山市富士見一― 一三―一―メゾン ド 富士見三〇二―			狭山市北入曾一― 三三―三